

平成26年度 第1回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 審議事項についての説明資料

第1 審議事項

審議事項1

「地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針」及び「地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領」の制定について

- 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度及び中期目標期間における業務の実績については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条及び29条の規定により広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が評価を行うこととされています。
- 評価委員会が評価を行うに当たって、本市の広島市公立大学法人評価委員会及び他都市の病院事業評価委員会の例を踏まえ、法人に自己評価を行わせ、業績評価を行うこととしたいと考えています。
- このため、あらかじめ「各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領」（以下「年度評価実施要領」という。）を制定しようとするものです。
- なお、「中期目標期間における業務の実績に関する評価の実施要領」についても、別途定める必要がありますが、これについては、現中期目標の終了時期（平成29年度末）に合わせ定めることにしています。

資料2 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針（案）

資料3 地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価の実施要領(案)

審議事項2

地方独立行政法人広島市立病院機構 役員の報酬等の支給基準の変更に係る市長への意見の申出について

- 市長から評価委員会に対し、法人が法人役員の報酬等の支給基準の改正を行う旨の届出があったとの通知がありました。
- 評価委員会は、法第49条第2項の規定により、通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、市長に対して、意見を申し出ることができることとされています。
- 法人では、役員報酬は広島市職員の例によることとしており、今回の改正は、広島市人事委員会の勧告等を踏まえた広島市職員の給与改定を受けて改正するものです。
- このため、市長に対し、意見がないことを申し出ることとしようとするものです。

資料4 地方独立行政法人広島市立病院機構 役員の報酬等の支給基準の変更について

第 2 説 明

1 評価基本方針（案）の概要

(1) 本市案の構成は、他都市の「評価基本方針」と、基本部分は同様としています。

(2) 本市案及び他都市の規定内容は、次表のとおりです。

(注)「○」は本市案と同様の内容の規定を設けていることを、「×」は設けていないことを示す。

本市案の構成 (H26.4 設立)		他都市の構成				
		堺市 (H24.4 設立)	京都市 (H23.4 設立)	福岡市 (H22.4 設立)	神戸市 (H21.4 設立)	
1 評価の方針						
	目的	○	○	○	○	
	評価に当たっての視点	○	○	○	○	
	(本市案にない項目)	—	—	—	必要に応じ業務運営の改善その他の勧告の実施	
2 評価方法						
	評価の種類					
	年度評価	○	○	○	○	
	中期目標期間評価	○	○	○	○	
	年度評価					
	小項目評価	○	○	○	○	
	大項目評価	○	○	○	○	
	全体評価 (5段階評価)	○ (記述式)	○ (記述式)	○ (記述式)	○ (記述式)	
	中期目標期間評価					
	大項目評価	○	○	○	○	
	全体評価 (5段階評価)	○ (記述式)	○ (記述式)	○ (記述式)	○ (記述式)	
	法人による自己評価					
	年度評価					
	小項目評価	○	○	○	○	
	中期目標期間評価					
	大項目評価	○	○	○	○	
	評価方法の見直し	○	×	○	○	
	3 評価の進め方					
		報告書の提出	○	×	○	○
		評価の実施	○	○	○	○
		法人からの意見聴取	○	○	○	○
(本市案にない項目)		評価案に対する意見申立機会の付与	—	評価案に対する意見申立機会の付与	評価案に対する意見申立機会の付与	
		—	—	—	評価の公表	
4 評価結果の活用						
	次期中期目標等への反映	○	○	○	○	
	評価結果、勧告を踏まえた業務の改善結果の報告	○	○	○	○	

(3) 「評価基本方針」本市案に盛り込まなかった他都市の規定及びその理由は、次のとおりです。

ア 本市案では、「1 評価の方針」において、神戸市が設けている「必要に応じ業務運営の改善その他の勧告の実施」は定めないことにしています。

〔理由〕

法人の業務運営に関して、評価委員会は必要な勧告を行うことができるとされている法第28条第3項及び第30条第3項の規定と重複するため、この規定を設けないことにしています。

イ 本市案では、「2 評価方法」における年度評価及び中期目標期間評価の「全体評価」について、他都市では「記述式」による評価を行っていますが、本市案では、5段階評価を行うこととしています。

〔理由〕

全体評価を数値化することにより、法人の業務実績評価の市民への公表に当たって、より客観的に法人の運営状況を示すことができるようになります。

平成22年4月に設立した公立大学法人広島市立大学においては、「S」、「A」から「D」までの5段階評価を行うことにしています。

本市案は、本市における地方独立行政法人の業務の実績に関する評価の統一性を確保する観点から、公立大学法人広島市立大学と同じ基準を用いることにしています。

ウ 本市案では、「3 評価の進め方」において、他都市が行っている「評価案に対する意見申立機会の付与」は行わないことにしています。

〔理由〕

評価委員会の評価は第三者機関として行うものであり、評価を決定する前に法人に対して自らの評価案に対する意見を聴くことは、第三者機関としての独自性を欠くとの批判を招くおそれがあることから、この規定を設けないことにしています。

ちなみに、公立大学法人広島市立大学においても、こうした規定は設けていません。

エ 本市案では、「3 評価の進め方」において、神戸市が定めている「評価の公表」は定めないことにしています。

〔理由〕

各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果を公表しなければならないとされている法第28条第4項及び第30条第3項の規定と重複するため、この規定は設けないことにしています。

2 年度評価実施要領（案）の概要

- (1) 本市案の構成は、他都市の「年度評価実施要領」と同様としています。
- (2) 本市案及び他都市の規定内容は、次表のとおりです。

(注) 「○」は本市案と同様の内容の規定を設けていることを表します。

本市案の構成 (H26.4 設立)		他都市の構成			
		堺市 (H24.4 設立)	京都市 (H23.4 設立)	福岡市 (H22.4 設立)	神戸市 (H21.4 設立)
1 評価方法					
	項目別評価	○	○	○	○
	全体評価	○	○	○	○
2 項目別評価					
	法人による小項目評価 (自己評価)	○	○	○	○
	評価委員会による評価				
	小項目評価	○	○	○	○
	大項目評価	○	○	○	○
3 全体評価					
	評価方法 (5段階評価)	○ (記述式)	○ (記述式)	○ (記述式)	○ (記述式)
	評価のウェイトの設定	○	○	○	○

- (3) 本市案及び他都市の小項目及び大項目に係る評価の段階等の設定は、次表のとおりです。

区 分	本市案 (H26.4 設立)	堺市 (H24.4 設立)	京都市 (H23.4 設立)	福岡市 (H22.4 設立)	神戸市 (H21.4 設立)
法人による自己評価					
小項目評価	5段階	5段階	3段階	5段階	5段階
評価委員会による評価					
小項目評価	5段階	5段階	3段階	5段階	5段階
大項目評価	5段階	5段階	5段階	5段階	5段階
全体評価	5段階	記述式	記述式	記述式	記述式
評価のウェイト (大項目評価 点の配分比率) の設定	評価委員会が、 全体評価に当たり、 評価点を加重する (ウェイト付け) 大項目 を設定する。	評価委員会が 大項目評価に 当たり、ウェイトを考慮する 小項目を設定する。	法人が、小項目の 自己評価に当たり、 ウェイトを考慮する項目を2 項目としてカウントする。	同左	同左

(4) 大項目及び小項目の本市案及び他都市の評価基準は、次表のとおりとなっています。

評価委員会が行う大項目の評価の評価基準 本市案及び他都市（５段階）		法人・評価委員会が行う小項目の評価基準	
		本市案・京都市以外の都市（５段階）	京都市（３段階）
５	中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。（特に認める場合）	年度計画を大幅に上回って実施している。	年度計画を十分に達成している。
４	中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる。（すべての小項目が３～５）	年度計画を上回って実施している。	
３	中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる。（３～５の小項目の割合が概ね９割以上）	年度計画を順調に実施している。	年度計画を概ね達成している。
２	中期計画の実現のためにはやや遅れている。（３～５の小項目の割合が概ね９割未満）	年度計画を十分に実施できていない。	年度計画の達成に至っていない。
１	中期計画の実現のために重要な改善すべき事項がある。（特に認める場合）	年度計画を大幅に下回っている。	

(5) 全体評価におけるウエイト設定（大項目評価点の配分比率）は、次のとおりとしています。

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率の割合（基本比率５％）		配分比率の考え方
第１ 市民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	１ 市立病院として担うべき医療	１０％	５５％	医療の向上に大きく影響する項目であるため加重する。
	２ 医療の質の向上	１０％		同上
	３ 患者の視点に立った医療の提供	１０％		同上
	４ 地域の医療機関等との連携	１０％		同上
	５ 市立病院間の連携の強化	５％		内部統制に関する項目であり加重しない。
	６ 保健医療行政への協力	１０％		市の保健医療行政の推進に資する項目であるため加重する。
第２ 業務運営の改善及び効率化	７ 業務運営体制の確立	５％	３０％	内部統制に関する項目であり加重しない。
	８ 人材の確保、育成	１０％		医療の向上に大きく影響する項目であるため加重する。
	９ 弾力的な予算の執行、組織の見直し	５％		内部統制に関する項目であり加重しない。
	１０ 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	５％		同上
	１１ 外部評価等の活用	５％		同上
第３ 財務内容の改善	１２ 経営の安定化の推進	１０％	１０％	医療の安定的な提供に資するものであるため加重する。
第４ その他重要事項	１３ 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	５％	５％	市と連携して取り組む項目であり加重しない。
評価点の合計		５点満点（１００％）		

(6) 本市案における全体評価の評価基準は、次表のとおり設定しています。

(注) Xは、全体評価における評価方法（ウェイトの設定）により導いた評価点（大項目評価点×配分比率の割合（%））の合計

本 市 案			参考：他都市の状況
評価の基準	評価の記号及びコメント		
4. $5 < X$	S	法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。	項目別評価結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行う。
3. $5 < X \leq 4.5$	A	法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。	
2. $5 < X \leq 3.5$	B	法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。	
1. $5 < X \leq 2.5$	C	法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。	
$X \leq 1.5$	D	法人の業務には、中期計画の達成するために重大な改善事項がある。	

3 法人役員の報酬等の支給基準の変更の概要

(1) 経緯

法人から、広島市職員の給与改定を踏まえ、役員の報酬等の支給基準の変更に係る届出があったものです。

広島市職員の給与改定（平成26年12月18日、12月補正予算案議決）	
給 与 改 定 率	0. 2 3 % 増
期 末 ・ 勤 勉 手 当	0. 1 5 月 分 増 額
給与改定実施時期	平成26年4月1日

(2) 法人の役員報酬の基本的な考え方

報酬等の支給基準は、法において、広島市職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。

【地方独立行政法人法】

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(3) 支給基準の変更内容

法人の役員報酬に係る期末手当の支給率を、広島市の給与制度に準じて設定される法人職員給与と同様に、次のとおり改正したものです。

常勤役員

区 分	変 更 前	変 更 後
給 料	通勤手当を除く報酬の合計額が年額1,900万円を超えない範囲で設定 ※ 法人職員を兼務する役員は、職員の給与規程を適用	変更なし
地域手当	職員の例による	変更なし
通勤手当	職員の例による	変更なし
期末手当	年間支給額 (給料月額＋地域手当の月額) ×1.2× <u>3.95</u>	年間支給額 (給料月額＋地域手当の月額) ×1.2× <u>4.1</u>
退職手当	給料月額×在職年数 ※ 任期ごとに支給する。ただし、法人職員を兼務する役員には支給しない。 (職員の退職手当規程を適用)	変更なし

(4) 法人の報酬規程の改正内容

ア 平成26年度において、3月に支給する期末手当の支給割合を0.15月分増額します。

イ 平成27年度以降において、平成26年度の期末手当の支給割合及び勤勉手当の支給割合に対し、3月に支給する期末手当の支給割合を0.15月分減額し、6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.075月分それぞれ増額します。

区 分	現 行	改 定	平成26年度
6月	<u>1.7月</u>	<u>1.775月</u>	1.7月
12月	<u>1.85月</u>	<u>1.925月</u>	1.85月
3月	0.4月	0.4月	<u>0.55月</u>
計	<u>3.95月</u>	<u>4.1月</u>	<u>4.1月</u>

ウ 施行日

平成26年12月25日。ただし、前記イの改正については、平成27年4月1日から施行する。

参考 地方独立行政法人広島市立病院機構の概要

(1) 名称

地方独立行政法人広島市立病院機構

(2) 設立

平成26年4月1日

(3) 法人種別

一般地方独立行政法人

(4) 資本金

195億435万3,726円（広島市が全額出資）

(5) 目的

広島市の医療政策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与する。

(6) 事業

広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院及びリハビリテーション病院の運営
自立訓練施設の運営（附帯事業）

(7) 役員

役 職		氏 名	備 考
理事長	常勤	影本 正之	
副理事長	常勤	山本 正己	広島市立病院機構本部事務局長
理事	常勤	荒木 康之	広島市民病院長
理事	常勤	多幾山 渉	安佐市民病院長
理事	常勤	柳田 実郎	舟入市民病院長
理事	常勤	郡山 達男	リハビリテーション病院長
理事	非常勤	相田 俊夫	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 副理事長
理事	非常勤	森信 秀樹	広島経済同友会 代表幹事
監事	非常勤	小山 雅男	小山雅男法律事務所
監事	非常勤	木村 構臣	木村公認会計士事務所

（注） 任期は、理事長及び副理事長は4年、理事及び監事は2年。

- (8) 中期目標（計画期間：平成 26～29 年度の 4 年間）の決定

平成 25 年 12 月 18 日（議決）

※広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会の承認：平成 25 年 11 月 12 日

※中期目標は、参考資料 1のとおり

- (9) 中期計画（計画期間：平成 26～29 年度の 4 年間）の承認

平成 26 年 4 月 1 日

※評価委員会の承認：平成 26 年 4 月 1 日

※中期計画は、参考資料 2のとおり

- (10) 平成 26 年度の年度計画の届出

平成 26 年 4 月 1 日

※平成 26 年度の年度計画は、参考資料 2のとおり